



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 1

公 告

- 事後調査報告書の縦覧（河川課） 2

告 示

沖縄県告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年10月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字稲嶺真照喜屋483番1、665番、682番、684番
 - 2 指定の目的 潮害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年10月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市字真喜屋真美田762番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成25年10月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 儀間川総合開発事業
 - (2) 種類 ダムの設置の事業
 - (3) 規模 総貯水面積19.4ヘクタールのダムの建設
- 3 対象事業が実施されるべき区域 久米島町
- 4 事後調査の実施期間 平成24年6月1日から平成25年5月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - イ 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291
 - ウ 久米島町環境保全課 久米島町字比嘉2870番地 電話番号098-985-7126
 - (2) 期間 平成25年10月15日から同年11月13日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - (2) 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--